

# いじめ防止等の基本的な本校の方針（概要版）

## 1 本校の考え



○いじめは、「いじめ防止対策推進法」により、以下のように定義されています。

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）であり、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

○いじめは、受けた児童の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童の理解を深めていくことを旨として、いじめ防止の対策を行います。

## 2 組織的な対応に向けて

○「人権・いじめ対策委員会」を常時設置し、いじめ防止にあたります。構成は校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年担任、保健主事、スクールカウンセラーです。  
○教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校長に報告します。報告を受けた校長は本組織を開催し、事実確認や事案対応を行います。

## 3 いじめの事案対応に向けて

○いじめを把握した場合には、「人権・いじめ対策委員会」で対応会議を行い、事案対応に当たります。  
○状況に応じて教育委員会、警察、地域、市の福祉部門、民生委員児童委員、人権擁護委員等との関連機関との連携を図ります。  
○いじめの発生から終結までの記録をとり、職員間で共有するとともに、被害児童及び保護者への支援等に生かします。

## 4 いじめの早期発見に向けて

○いじめの早期発見のため、定期的な調査を行います。（年5回）  
○児童や保護者がいつでも相談を行うことができるようにしておきます。（教育相談、個人懇談などの実施や、スマイルポストの設置等）  
○日常的に教職員が、児童一人一人にしっかりと向き合えるようにするとともに、定期的に教育相談を実施し、考えや悩みを把握し、きめ細かな指導を行います。

## 5 いじめの未然防止に向けて

- 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組みます。
- 児童の道徳心や豊かな心を育むため、道徳教育及び体験教育の充実を図ります。
- インターネットや携帯電話等を通じたいじめを防止できるように、情報モラル教室を行います。
- 定期的な職員研修を行い、教職員がいじめに関する認識を深め、指導力を高めるとともに、児童に関する情報の共有と指導方針の確認を行います。

## 6 いじめの解消に向けて

- いじめを受けた児童を徹底的に守り通します。
- いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対して、背景等を十分に理解した上での毅然とした指導・助言等を継続的に行います。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童への対応は、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめを受けた児童の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、双方の児童を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 7 いじめに関する相談について

- いじめに関する御意見・御相談は、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮なく、いつでも御相談ください。

○日光市立足尾小学校 0288-93-2036



《以下の機関でもいじめに関する相談を受け付けています》

- ホットほっと電話相談  
(子ども専用 24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999  
(保護者専用 月~金 830~2130 受付) 家庭教育ホットライン 028-665-7867
- 日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181
- いじめ不登校対策チーム(上都賀教育事務所内) 0289-62-0162
- 日光市家庭児童相談室 0288-30-7830

